

御殿場市危機管理計画 基本計画

**平成26年3月
御殿場市**

御殿場市では、将来都市像である“緑きらきら、人いきいき、御殿場”の実現を目指し、市民が安全で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、地震、風水害、国民保護、感染症や食の安全などの危機事案への対策を網羅する「御殿場市危機管理計画」を策定した。

あらゆる危機事案に迅速かつ的確に対応するためには、危機事案のいかににかかわらず、同一の体制で基本となる意思決定システムや危機管理システムを構築して事態対処に当たることが効果的であることから、本計画では、様々な危機事案を網羅し、それに対応する基本的な組織や行動を規定した。

目 次

第1章 総 則	1
1 基本計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 危機管理体制	3
4 連絡体制等	6
5 本計画を含めたマニュアル等の見直し	11
第2章 事前（平時）対策	12
1 事前（平時）対策の基本	12
2 危機管理体制の整備	12
3 資源の管理	13
4 訓練・職員研修の実施	13
5 危機対応計画（マニュアル）の作成	14
6 支援事業等一覧表の作成	15
7 被害軽減・予防対策	15
第3章 応急対策	16
1 初動対応時の留意点	16
2 初動体制及び応急体制の決定	18
3 情報の収集・伝達	19
4 応急対策の検討・実施	20
5 地域の応急対策体制の確立	22
第4章 復旧・復興対策	23
1 復旧・復興の推進	23
2 風評被害の影響の軽減	23
3 被害者等への影響の軽減	24
4 再発防止策の検討と対応マニュアルの見直し等	24
5 地域社会の復興・再生	25
（参考資料1） 対策本部の設置	26
（参考資料2） 事案ごとの市・関係機関の活動概要	27

第1章 総 則

1 基本計画の趣旨

御殿場市又はその周辺において、市民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害を生じ、又は生じるおそれがある緊急事態（以下「危機」という。）が発生し、若しくは発生するおそれがある場合等に、市として速やかに初動体制を確立し、実効性のある危機管理対策を円滑かつ迅速に実施できるよう、基本的な考え方や手続きを定めるものとする。

2 計画の位置づけ

(1) 危機事案の定義

御殿場市又はその周辺で発生することが想定される危機事案は次表のとおりとするが、表に示されていない事象であっても、重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあると判断される事象が発生した場合は、危機事案として対応する。

事象の性格等から、「被害が直接的又は重大でない事象（財政危機、経済危機、地球環境問題、単発的な殺人事件、農林水産物の不作など）」や「既に発生した事態への事後対策が中心となる事象（アスベスト問題、建築物耐震偽装問題など）」は、本計画の対象としない。

危機の態様	危機事案例
大規模地震・風水害等	地震、火山活動、風水害、大火災、大爆発、大規模事故 など
国民保護事案	国民保護計画で想定しているテロ・武力攻撃 など
感染症	SARS、新型インフルエンザ、高病原性鳥インフルエンザなど主に感染症法に規定する疾病 など
食の安全	食品毒物混入、食中毒、飲料水汚染、牛海綿状脳症（BSE）、残留農薬、食品偽装 など
その他	凶悪犯罪に伴う社会不安、大気汚染・土壌汚染・水質汚濁など

(2) 危機事案の類型

危機は、想定される具体的な事案により次表のとおり、分類1 災害対策基本法で規定する災害、分類2 武力攻撃事態対処法で規定する武力攻撃事態等、分類3 それ以外の重大な被害が発生する緊急事態、に類型化する。

分類	危機の類型	想定される事案
1	災害対策基本法第2条で規定する災害 ^{注1}	自然災害 風水害、地震、火山災害等
		重大事故 原子力災害、大規模火災、大爆発、石油コンビナート災害等
2	武力攻撃事態対処法第2条及び第25条で規定する武力攻撃事態等 ^{注2}	武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態等
3	上記以外の重大な被害が発生する緊急事態	感染症や家畜伝染病の蔓延、大規模食中毒、大気汚染等

注1：暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象のみならず、大規模な火災、爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害

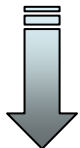
注2：・武力攻撃事態～武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生することが明白な危機が切迫していると認められるに至った事態

・武力攻撃予測事態～武力攻撃事態には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

・緊急処理事態～武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（大規模テロ）

(3) 危機レベル

様々な危機へ対処することが必要となるため、主管する業務に係る危機については主管する各部署等で対処することを基本とし、危機の規模及び状況等に応じて次の4段階に区分するものとする。

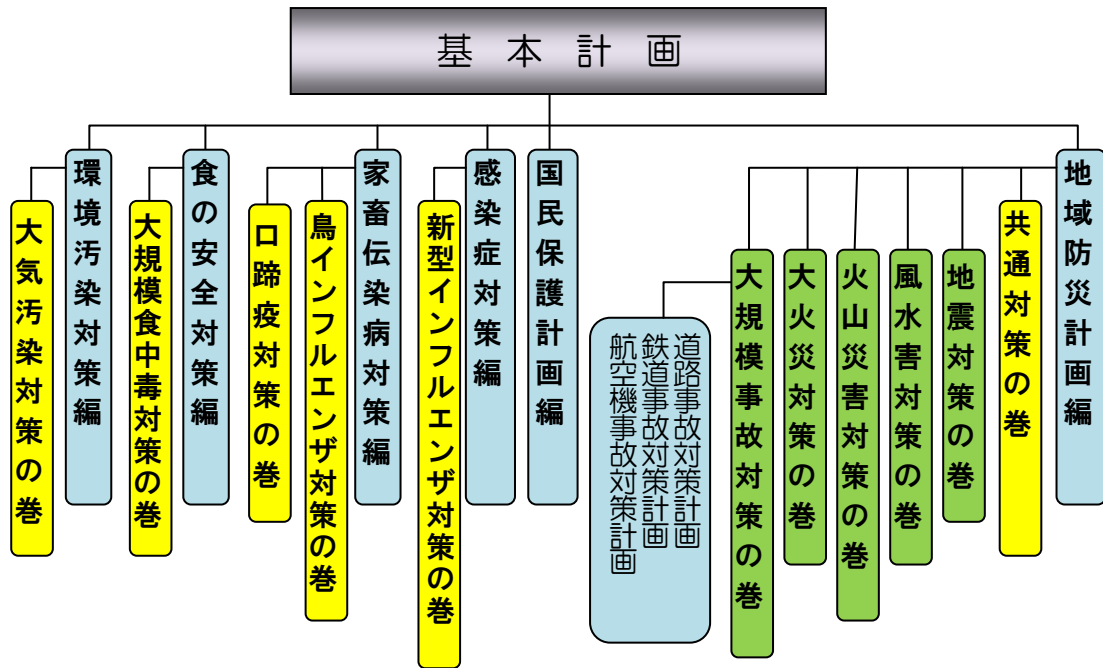
 危機レベル	レベル 1	主管課による対応で措置できる場合
	レベル 2	主管部署等による対応で措置できる場合
	レベル 3	複数の部署等が連携して対応する必要がある場合
	レベル 4	全庁的に対応する必要がある場合

(4) 計画の構成

①地域防災計画編	災害対策基本法第2条で規定する災害
災害対策基本法第42条に基づく市町村地域防災計画に該当する	共通対策の巻、地震対策の巻（津波対策及び原子力災害対策を含む）、風水害対策の巻、火山災害対策の巻、大火災対策の巻、大規模事故の巻（道路事故対策計画、不発弾対応計画、鉄道事故対策計画、航空機事故対策計画）
②国民保護計画編	武力攻撃事態対処法第2条及び第25条で規定する武力攻撃事態等
③上記以外の重大な被害が発生する緊急事態	
感染症対策編	新型インフルエンザ対策の巻
家畜伝染病対策編	鳥インフルエンザ対策の巻、口蹄疫対策の巻
食の安全対策編	大規模食中毒対策の巻
環境汚染対策編	大気汚染対策の巻

※ 上記の計画に付属する資料は、資料編に掲載する。

なお、本計画で想定していない事案が発生した場合には、本計画の規定を根拠とし、必要に応じて災害対策本部運営要領や類似マニュアル等に準拠して対処する。



3 危機管理体制

本市の危機管理体制は、分類1の危機については「地域防災計画」に基づいて、分類2の危機については「国民保護計画」に基づいて、分類3の危機についてはそれぞれの緊急事態対策計画に基づいて対応する。

(1) 危機事案発生時の体制

	危機の状況	対応体制	危機管理監の役割	危機管理課の役割
レベル1	具体的な危機事象は発生していないが、発生する可能性が高まっている状況又は市民生活に不安を感じさせる状況	1 主管課長の責任体制 2 主管課が単独で対応方針を決定 3 主管課は、関係部局へ随時連絡		必要に応じて、主管課に協力して情報収集等に当たる。
レベル2	危機の範囲及び市民への影響が比較的小さく、主管部局による対応で措置できる場合(関係部局が複数ある場合において、複数の関係部局による対策本部を構築する必要がない場合を含む。)	1 主管部局長の責任体制 2 主管部局が単独で対応方針を決定 3 主管部局は、関係部局へ随時連絡	1 報告の聴取、必要な指示 2 副市長(本部長の場合を含む。)との連絡調整 3 主管部局が不明な場合の主管部局の決定	情報の収集伝達
レベル3	危機の範囲及び市民への影響が比較的大きく、関係部局が情報交換を行うなど連携して対応する必要がある場合	1 複数の関係部局による対策本部体制 2 対策本部の構成 (1) 本部長 副市長(必要に応じ市長) (2) 副本部長 主管部局長(必要に応じて主管部局を担当する副市長) (3) 本部員 関係部局長及び本部長が必要と認める職員 3 対策本部を設置し、対応方針を決定	4 市長(本部長の場合を含む。)への報告 5 危機レベル移行の決定	1 対策本部の事務局に参加 2 情報の収集伝達

レベル 4	危機の範囲及び市民への影響が非常に大きく、全庁体制により対応する必要がある場合	1 御殿場市災害対策本部運営要領第5条に規定する災害対策本部員編成表による体制 2 危機管理本部の構成 (1) 本部長 市長 (2) 副本部長 副市長 (3) 本部員 各部局長及び本部長が必要と認める職員 3 危機管理本部を設置し、対応方針を決定	1 本部長の補佐 2 副本部長の事務の調整 3 報告の聴取、必要な指示 4 各部局長等の所掌事務の調整 5 危機レベル移行の決定	危機管理本部の事務局を担当
----------	---	--	--	---------------

(2) 危機管理監の責務

危機管理監は、平常時及び危機発生時において次の事項を処理する。

- ア 平常時における情報の共有や部局の連携強化
- イ 危機発生時における全庁の応急対策の統括・調整
- ウ 危機事案に関する市長及び副市長への報告、(必要に応じ)協議
- エ 緊急時に市長の代理として関係部局長等を指揮監督
- オ 危機管理課職員、関係部局職員等の指揮
- カ 本部員会議開催の市長(本部長)への協議及び対策会議の開催指示
- キ 現地対策本部設置の市長(本部長)への協議

(3) 各部局長の責務

各部局の部長は、次の事項を処理する。

- ア 平常時には危機管理に関する部局内の危機意識の醸成や必要な対策を推進する。
- イ 所属部局職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するため、マニュアル等の作成指示、必要な研修や訓練を実施する。
- ウ 危機発生時には、危機管理監の指示の下に応急対策を担当する。

(4) 危機事案の危機管理課と所管部局の役割

危機事案の危機管理課と所管部局等の役割は、以下のとおりとする。

部 局	役 割
危 機 管 理 課	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての危機事案を掌握し、複数の部局に係る危機事案が発生又は複数の部局に係る危機事案に移行した場合、危機管理監の指示に基づき、所管部局と連携して事案に対処する。 ・所管が不明確な危機事案が発生した場合は、危機管理監の指示により一時的に担当部局となり、関係するマニュアルを準用するなどして対応する。 ・所管が明確になったときは、危機管理監の指示により所管部局へ事務を引き継ぐ。 ・担当部局が明確な場合であっても、必要があるときは、危機管理課は担当部局に対し、助言・支援を行う。
所 管 部 局	<ul style="list-style-type: none"> ・所管が明確な危機事案が発生した場合は、各部局であらかじめ作成されたマニュアルに基づき応急対策等を実施する。 ・複数の部局に係る危機事案が発生した場合、複数の部局に係る危機事案へ移行した場合、又は全庁的な対応や情報の共有が必要であると危機管理監が判断した場合は、危機管理監の指揮の下に危機管理課と連携して事案に対処する。

(5) 想定される危機事案と担当部局等

想定される危機事案と担当する部局等は、以下のとおりとする。

危機の分類	事象例	対応する計画、マニュアル	担当部局	
分類1	象徴的災害 異常気象	震災（津波・原子力災害）	危機管理課	
		風水害・雪害		
		火山災害		
	突発的災害	大火災・爆発		地域防災計画（大規模事故対策の巻）
		道路事故		
		鉄道事故		
		航空機事故		
分類2	武力攻撃事態	着上陸侵攻	国民保護計画	
		ゲリラや特殊部隊による攻撃		
		弾道ミサイル攻撃		
		航空攻撃		
		NBC（核兵器・生物兵器・化学兵器）攻撃		
	緊急対応事態	危険物質を有する施設等への攻撃		危機管理課
		多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃		
		大量殺傷物質による攻撃		
分類3	その他の危機	破壊手段として交通機関等を用いた攻撃	危機管理課	
		暴動、治安騒乱		
		市長など要人への危害		
		情報システム被害（サイバーテロ等）		
		庁舎の火災・爆発及びその予告		
		庁舎の不審物の存在、不審者の侵入		
		市有財産の重大な侵害		
		福祉施設の事故		
		保育所での事故		
		健康被害（SARS、食中毒）		食の安全対策編（大規模食中毒の巻）
		大規模な感染症		健康推進課
		新型インフルエンザ		感染症対策編（新型インフルエンザ対策の巻）
		著しい環境汚染		環境課
		有害物質・毒物の漏洩		環境課
		廃棄物の大量廃棄		リサイクル推進課
		危険動物による事故		環境課
		家畜伝染病（口蹄疫、鳥インフルエンザ等）		家畜伝染病対策編（口蹄疫対策の巻、鳥インフルエンザ対策の巻）
		道路・橋梁・河川等の事故		道路河川課、管理維持課
		大規模建築物の事故		建築住宅課
		水道施設の事故		水道工務課
		下水道施設の事故		下水道課
		教育関連施設の事故		教育総務課
		学校給食による食中毒		学校給食課
		市の管理施設への火災・爆発等の事故		施設管理所管課
		施設への危害予告		施設管理所管課
		市主催行事中の事故		行事主管課

4 連絡体制等

(1) 危機管理課への報告

ア 各部局から危機管理課へ報告する事案は、次のとおりとする。

(ア) 各部局単独では対応が困難な事案、対策が複数の部局に関係する事案、対応部局が不明な事案
該当する事案を覚知した場合は、連絡体系図（図1 複数の部局で対応する危機事案）により、
危機事案が発生した際の対応の流れ（図3）に基づき、速やかに危機管理課へ伝達する。

(イ) 各部局単独で対応が可能な危機事案のうち、部局長へ報告した事案

連絡体系図（図2 部局単独で対応する危機事案）により、報道提供の有無を付して、危機管理
課へ報告する。なお、報告様式は特に問わず、メール、メモ、FAX等、負担のかからない方法に
より報告する。（勤務時間外に報告する対象となる危機事案が発生した場合は、危機管理監へ報告
する。）。

イ 危機管理監は、上記ア（イ）の事案を受信した場合、各部局が実施する情報の共有範囲や発信先な
どについて、助言又は指示することができる。

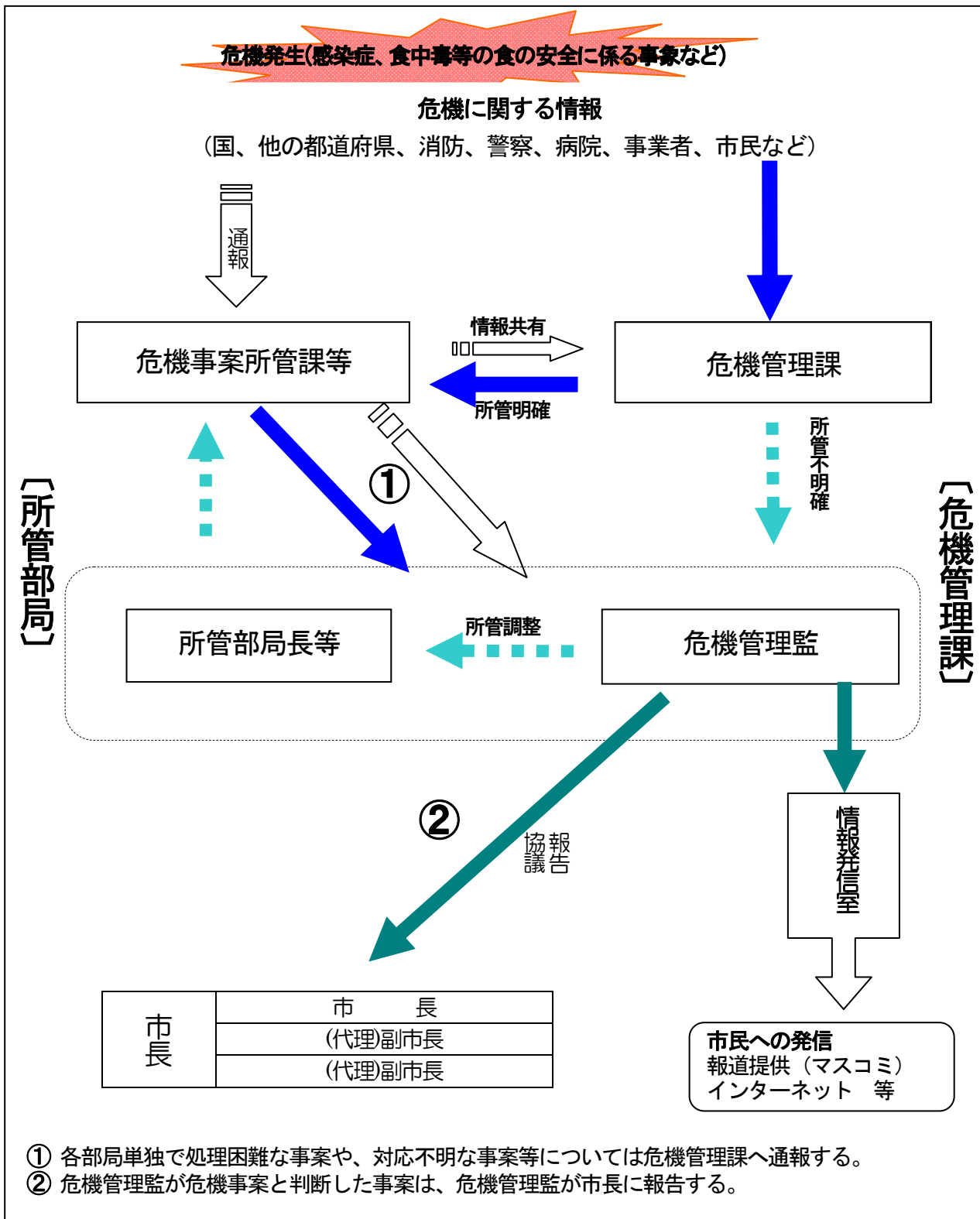
ウ 情報を受伝達する場合は、別紙1の危機関連情報連絡報（第一報）を参考に、書面により報告（F
AX、メールなど）する。なお、状況により書面を作成する時間がない場合は、電話で報告し、その
後書面による報告を行う。また、書面を送信した場合は、送信した旨を必ず電話で伝達する。

(2) 24時間体制の確保

あらゆる危機事案について、迅速な対応ができる初動体制を確保するため、各部局では夜間や休日
などの時間外でも危機事案に関する情報の受伝達ができるよう連絡網を整備し、情報伝達に漏れのな
いようにする。

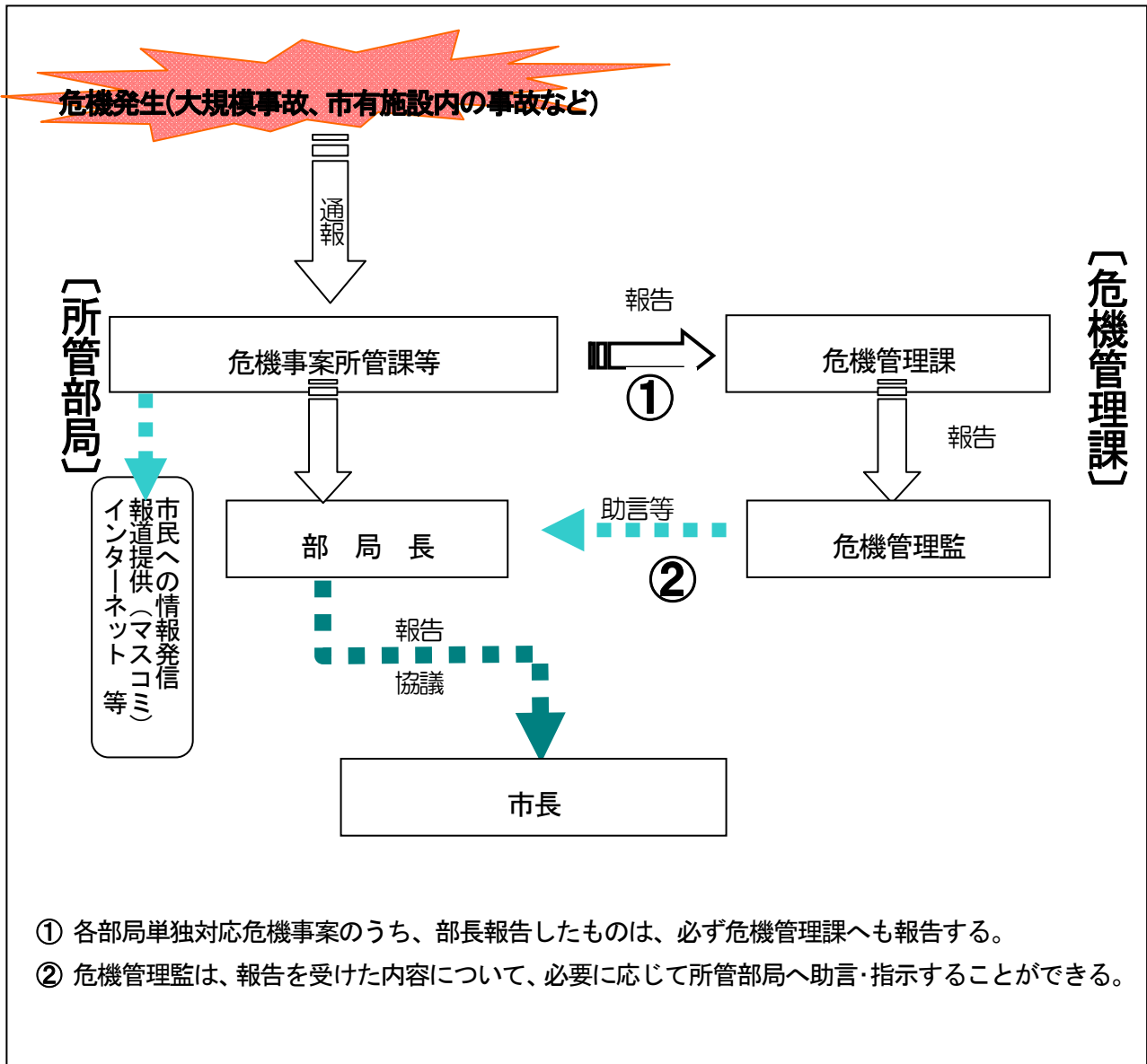
(図1)

連絡体系図 (複数の部局で対応する危機事案)



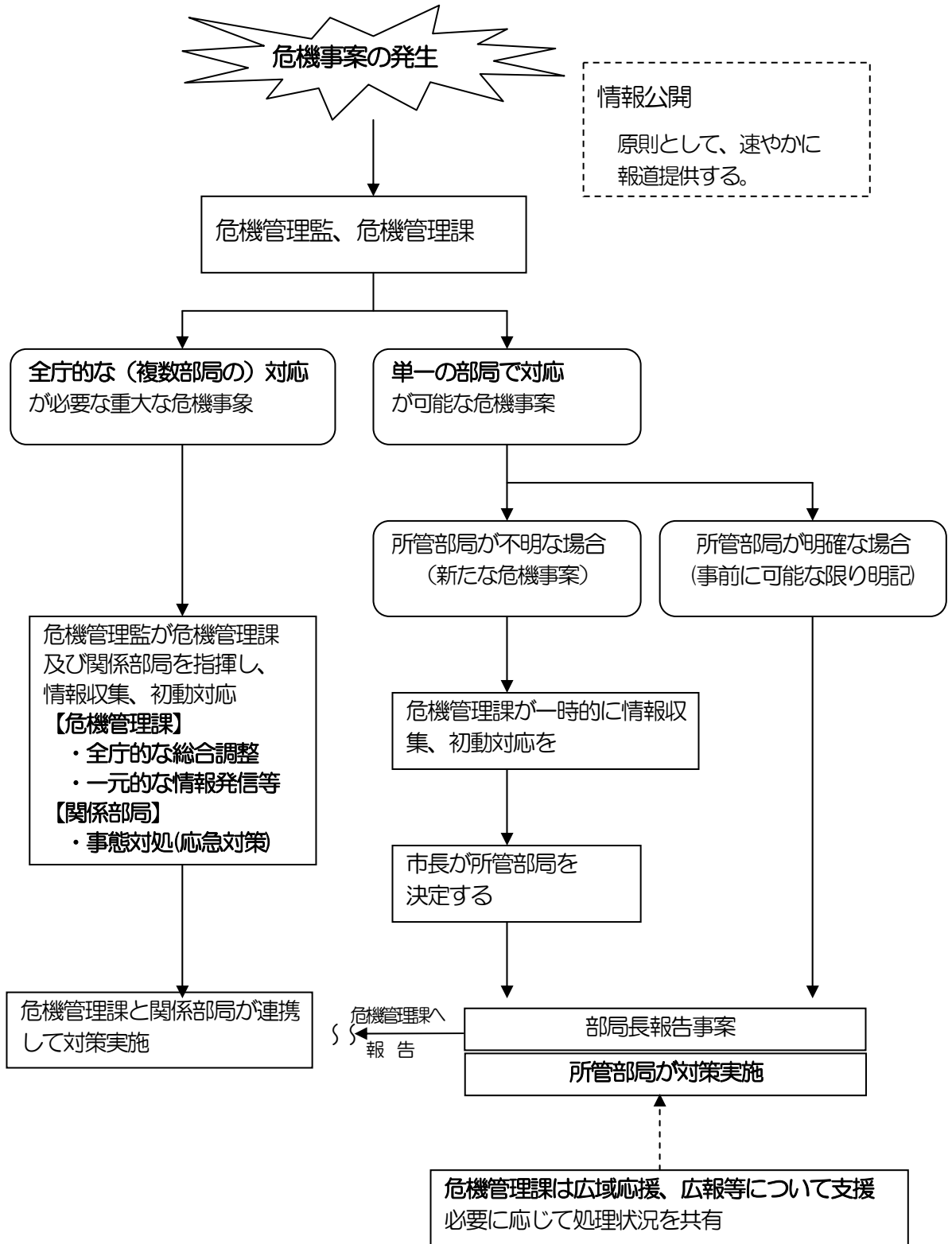
(図2)

連絡体系図（部局単独で対応する危機事案）



(図3)

危機事案が発生した際の対応の流れ



(別紙 1)

危機関連情報連絡票 (第1報)

発信日時		年 月 日 時 分
発信者	所属・氏名	
	電話	— —

↓

所属・氏名	
電話	— —

↓

所属・氏名	
電話	— —

↓

所属・氏名	
電話	— —

危機事案名	
発生日時	年 月 日 時 分
発生場所	
発生(被害)状況	
特記事項	

5 本計画を含めたマニュアル等の見直し

社会情勢の変化、新たな法令の制定等により必要がある場合は、本計画を適時適切に見直すものとする。

本計画を見直した場合には、必ず関連するマニュアル等を見直しを行って関係機関との間で共有し、年度末等における異動に際しては、後任者に確実に引き継ぐものとする。

第2章 事前（平時）対策

1 事前（平時）対策の基本

（1）事前準備

危機事案が発生した場合の被害を可能な限り軽減するためには、危機事案発生から応急対策が軌道に乗るまでの間（以下、「初動期」という。）の初動対応が迅速かつ的確に行われることが重要である。そのためには平時から、危機事案がいつ発生しても迅速な対応がとれるよう準備ができていないことが不可欠である。初動期における迅速な対応こそが危機事案の早期解決につながる。

なお、初動期の時間的な幅は、被害発生から概ね24時間を目安とする。

（2）被害軽減・予防対策

被害の軽減を図るためには、平時から被害軽減・予防対策を講じることが重要であり、「減災」の視点を持って、公共施設や住宅などの耐震化、家具の固定、食料・飲料水の備蓄、予防接種等の事前対策を推進する。

2 危機管理体制の整備

（1）体制の整備

ア 仕組みの統一化

危機管理課は、危機事案が発生した場合に、迅速かつ的確に対応することができるよう、基本となる意思決定システムや危機管理システムを整備する。

イ 情報発信の一元化

危機事案に関する情報（予防・啓発に関する情報も含む。）は危機管理課に集約し、危機管理監から一元的に発信する。

ウ 資源の管理

各部局は、応急対策に活用することができる人員、重機、防災資機材、備蓄物資、応援協定等を締結している団体・事業者、防災関係機関等のリストなどの資源を的確に管理する。

エ 訓練・研修の実施

各部局は、職員一人ひとりの危機管理意識の向上を図るため、危機管理全般に関する研修を実施するとともに、関係部局、関係機関等と連携した図上訓練や実践的な訓練を実施し、被害の防止・抑制に努める。

（2）関係機関等との連携

各部局は、必要に応じ、関係機関・団体及びボランティアなどと連携を図り、危機事案が発生した場合に迅速に対応できる体制を確保しておく。

（3）危機事案に対する準備

各部局は、常に危機管理意識を持って、想定される危機事案に対する体制の整備や資機材の確保等を図るとともに、適宜それらの点検チェックを行う。

3 資源の管理

危機事案発生直後は、切迫した状況の中で、これまでに経験したことのない様々な問題に対応しなければならぬため、応急対策に活用することができる人的・物的資源を、平時から定期的に把握し、常に活用できる状況にしておく必要がある。

(1) 危機事案対応データベースの作成

ア 各部局は、危機事案が発生した場合に迅速に対策が講じられるよう、応急対策に資する以下の項目に該当する資源をデータベース化して管理し、定期的に最新の情報に更新するとともに、当該データを危機管理課に提供する。

構築するデータベースは、関係機関との間で構築する。

- 人的資源（自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊等の支援部隊を含む。）
- 公的に備蓄している物資・資機材
- 災害応援協定等を締結している団体・事業者、防災関係機関
- 協定等により応急対策に活用することができる資機材、重機等

イ 危機管理課は、提供されたデータを一元的に管理する。

ウ 各部局は、静的情報として部局間でのデータの共有化を進める。

(2) 資機材等の備蓄

各部局は、所管する危機事案の対策に必要な資機材等を備蓄する。

また、備蓄に適さない資機材等については、危機事案が発生した場合に円滑に調達できるよう、関係機関と協定を締結するなど必要な対策を講じておく。

なお、協定等を締結した場合には、協定先との間で定期的にマニュアル等の交換を行って、連絡窓口となる部署や電話番号等を常に最新の状態に保つように配慮する。

4 訓練・職員研修の実施

(1) 危機管理課

危機管理課は、職員一人ひとりの危機管理意識の向上を図るため、危機管理全般に関する研修を実施するとともに、関係部局、関係機関等と連携した図上訓練や実践的な訓練を実施し、被害の防止・抑制に努める。

(2) 各部局

各部局は、マニュアルの実効性を高めるため、関係部局と連携し、具体的な危機事案を想定した研修を実施するとともに、マニュアルに即した行動がとれるよう訓練を実施し、被害の防止・抑制に努める。なお、訓練・研修資料の作成に当たっては、危機管理課が支援する。

(3) 柔軟性の確保

計画やマニュアルを策定しても、危機がそのとおりに起こることは稀である。

発生する危機事案は多種多様であり、それに対応するためには、基本を十分に理解した上で、事案に対処するには応用力を利かせる柔軟性が大切である。

柔軟性のある対応をとるためには、実践的な訓練や図上演習を繰り返し実施することにより、関係機関の動きを具体的に状況認識できるようにするとともに、応用力を身につけることが必要である。

5 危機対応計画（マニュアル）の作成

ア 各部局は、所管する危機事案に関する危機対応計画（マニュアル）を作成することとし、危機管理課はこれを支援する。

イ マニュアルの作成に当たっては、関係部局、関係機関等と十分に協議・調整することとし、作成後(修正があった場合は修正の都度)、速やかに危機管理課に写しを1部提出する。

ウ マニュアルに盛り込むべき基本項目と構成例を以下に示すが、これらの項目は、危機の種類や特性に応じて適宜、取舍選択するものとする。

大項目	中項目	小項目
1 総則	1 目的 2 定義 3 責務 4 対象危機	・マニュアル策定の目的 ・用語の定義 ・基本的責務及び職員の責務 ・対象とする危機 ・当該危機の主管課と関連部局等
2 事前対策	1 危機管理意識の向上 2 危機管理体制 3 情報 4 資機材	・職員研修の実施 ・危機管理能力の向上（訓練の実施等） ・市民に対する啓発 ・危機管理担当者 ・平常時の各課、各職員の役割 ・危機予防対策の具体的内容 ・情報手段、情報網の整備 ・関係部局や関係機関との連携 ・資機材の備蓄と調達
3 応急対策	1 初動体制の確立 2 危機対策本部の設置 3 情報の収集、伝達及び共有 4 応急対策の実施	・主管部課を中心とする初動体制（責任者、構成員、設置手順、職員招集等）の確立 ・危機対策本部の設置 ・危機対策本部体制の移行 ・情報の収集、伝達及び共有 ・救出、救助、避難、緊急物資等の必要事項 ・広報
4 事後対策	1 復旧対策の推進 2 被害者の救済 3 危機管理評価と危機管理マニュアルの修正（作成）	・安全確認、施設の復旧、市民生活の安定 ・相談窓口の設置、健康相談の実施、生活支援等 ・原因・状況・対応策等の取りまとめ、評価 ・危機管理マニュアルの修正（作成）
資料		・主管部課及び関連する部課の連絡系統図 ・関係機関連絡先 ・危機情報連絡票 など

6 支援事業等一覧表の作成

各部局は想定された危機事案により市民の財産等に被害が発生した場合に迅速に支援が実施できるよう、補助や貸付制度などの支援事業を一覧表にして整備しておく。

7 被害軽減・予防対策

(1) 施設整備等による被害軽減・予防対策

各部局は、被害軽減又は予防するため、所管する施設の機能を向上させる。

(2) 監視体制の整備・強化

各部局は、想定される危機事案に対して、迅速かつ的確な初動対応及び応急対策を実施するため、平常時から危機事案に対する監視体制を整備するとともに、状況に応じて体制を強化し、応急対策に万全を期す。

第3章 応急対策

1 初動対応時の留意点

危機事案への対応は、事案発生から応急対策が軌道に乗るまでの間(以下、「初動期」という。初動期の期間は、事案発生から概ね24時間を目安とする。)に、事案の全体像をどこまで正確に把握し、迅速かつ確かな初動対応をとることができるかが鍵を握っていることから、次の5つのポイントに特に留意する。初動期の対応の出来・不出来が事案の解決時期にも大きく影響を及ぼす。

- 1 事案全体像の早期把握
- 2 応急対策需要に応じた要員の確保と資源の配分
- 3 事案拡大の阻止
- 4 関係機関との情報共有
- 5 報道機関への対応

(1) 事案全体像の早期把握

- ア 危機事案発生直後に収集できる限られた情報を基に、平時から整備してある資料を活用して、発生した事案の全体像をできるだけ早い段階で予測する。
- イ 予測した全体像から必要となる応急対策の量(以下、「応急対策需要」という。)を推定するとともに、事態が今後どう変遷するのかも推測する。
- ウ 事象が予測できるものについては、応急対策の準備を開始する。

<留意点>

- 全体像の把握ができない段階で応急対策に着手してしまうと、支援部隊を投入すべき被害の大きな場所を見誤るなど、誤った優先順位で応急対策を進めてしまうおそれがあるため、できるだけ早い段階で、発生した事案の全体像の把握に努める。
一方で、全ての情報がそろわない状況でも、応急対策に着手しなければならない場合があることにも留意する。
- 全体像の把握には、平時から整備してあるデータベースの活用や地震被害想定結果等との比較による被災程度の推測など、あらゆる手段を駆使するものとする。
洪水、火山噴火などは危機そのものを予測する国のシステムがあるので、当該危機事案発生時にはそのシステムの活用を念頭に置く。
- 事案発生直後には、情報が入ってこないことも一つの重要な情報であり、過去の経験からも、被害が大きい場所ほど情報発出までに多くの時間を要していることに留意する。

(2) 応急対策需要に応じた要員の確保と資源の配分

- ア 応急対策需要を基に、救出・救助、消火、医療救護等を実行する自衛隊等の支援部隊に対し、災害派遣要請を行うとともに、適切な部隊の配置等を早急に決定する。
- イ 事案の全体像から応急対策の時間軸を考慮し、応急対策の段階ごとに何を優先すべきなのか順位づけを行って、限りある部隊や資機材等の資源の投入を決定する。

<優先順位の判断基準の例>

優先順位を判断するに当たっては、守るべきものが何なのか（人命に直結するか否か、被害者の数、影響が及ぶ範囲等）、時間的な切迫性（噴火警報の発令等）、その後の対策への影響（発災直後の情報収集、広域応援の要請・受入れ、避難所の開設等）、市民ニーズ等を、時間軸との関係の中で考慮することになる。

(3) 事案拡大の阻止

- ア 危機事案の発生・拡大により、市民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じまたは生じるおそれがある場合は、的確に避難の勧告・指示を行って被害の拡大を阻止するものとする。
- イ 災害時要援護者等の避難には、必要に応じて自主防災組織や地域内ボランティア、消防団等による避難の支援を行い、迅速な避難体制の確保を図る。

<プロアクティブの原則>

大災害時の初動対応を決定する際に守るべき3原則

- ① 迷ったら積極的に行動せよ
⇒ 被害の報告を待つのではなく、積極的に情報を取りに行く。
- ② 最悪の事態を想定して行動せよ
⇒ 希望的・楽観的な状況観測は、事案拡大の阻止を妨げる。
- ③ 空振りは許されるが、見逃しは許されない
⇒ 空振り覚悟で、積極的に対応（避難勧告等の発令）する。

(4) 関係機関との情報共有

- ア 県や自衛隊等の防災関係機関との間で、初動期のできるだけ早い時点から、以下の項目について状況認識の共有化を図る。

- どこで、どのような被害が発生しているのか、発生しそうなのか
- どういう支援が必要なのか、必要になると考えられるか
- どの機関がどう対応しているのか、どう対応しようとしているのか
（メインはどの機関で、サブや調整役はどの機関なのか） 等

- イ 緊急輸送用道路、防災ヘリポート、避難所、救護所等の使用の可否等、応急対策活動に結びつく情報は、県や自衛隊等の防災関係機関の間で状況認識の共有化と情報伝達の効率化を図り、支援部隊や資機材等の投入を検討する際に活用するものとする。

<災害時の情報共有に関する留意点>

災害情報に関するグreshamの法則

災害時には、重要度の低い情報が大量に流通し、その処理や対応などに追われる結果、数的には少ない重要情報の伝達が遅れたり、重要情報が途中で変容もしくは消滅し、迅速かつ適切な応急対応がとられない傾向がある。

陥らないための対処方法

情報は積極的に取りに行き、重要度の高い情報を選別できる仕組みを作る

- ① 情報のチャンネルを区別する
 - ・一般からの通報や要請を受ける電話と、防災関係機関との連絡電話を分離する。(災害時優先電話回線や防災行政無線、衛星電話回線等を活用する)
- ② 担当者(重要情報を扱う担当者)を分ける
 - ・一般からの通報や要請を受ける担当と、避難勧告等の判断・意思決定に必要な情報を収集し判断する担当を分ける。
- ③ 重要情報については、待たずに取りに行く
- ④ 情報の優先順位をわかりやすく表示

2 初動体制及び応急体制の決定

(1) 事前配備体制

各部局は、所管する危機事案が発生した場合は、それぞれの事案ごとに必要な体制を確保し、それぞれのマニュアルに基づき情報収集等に当たる。

(2) 危機管理課への報告

- ア 各部局は、複数の部局に係る危機事案が発生した場合には、発生時及び事象の変化があった都度、危機管理課に状況を報告し、危機管理監から必要な指示を受ける。
- イ 部局単独で対応した危機事案のうち、危機管理課へ報告した事案については、その後の対応状況等を部長報告した場合、危機管理課へもその内容を提供する。

(3) 所管部局の調整

- 所管部局について概ね次のとおり調整するが、危機事案の内容及び段階により柔軟に対応する。
- ア 所管が明確な危機事案が発生した場合は、所管部局等が担当部局となり事案の対応に当たる。
- イ 所管が不明確な危機事案、複数の部局等に関連する危機事案又は全庁的な対応や情報の共有が必要であると危機管理監が判断した危機事案については、危機管理監の指示に基づき、危機管理課と関係部局が連携して事案の対応に当たる。

なお、所管が明確になり、所管部局単独で事態の対処が可能であると危機管理監が判断した場合は、所管部局へ事務を引き継ぐ。

ウ 危機事案がいずれの部局等の所管にも属さない場合は、危機管理監の指示に基づき、危機管理課が主担当部局となって事案の処理に当たる。

3 情報の収集・伝達

(1) 情報連絡にあたっての留意点

危機事案発生時には、迅速な初動体制の確立が被害の拡大を防止するうえで、極めて重要であることから、断片的な情報であっても速報し、詳細は追加で続報する。

第一報の連絡者及び報告を受ける事前配備の責任者は、完全な報告にこだわらないという点に十分に留意する。

ア 速やかな情報伝達

各部局において、危機発生時の第一報を入手し、以下の要件に該当すると判断される場合は、速やかに危機事案所管部局（以下「所管部局」という。）又は危機管理課に情報を伝達するものとする。

- 被害拡大のおそれがある場合
- 極めて緊急な対処を要する場合
- 社会的影響が大きいと判断する場合

危機事案発生時の第一報の速やかな伝達が最も重要であることを踏まえ、あらかじめ定められた伝達システムによる連絡がつかない場合は、下記に連絡する。

区 分	連絡先	電話・FAX番号
平日勤務時間内	危機管理課	(電話) 0550-82-4370 (FAX) 0550-83-9739
平日勤務時間外 祝 休 日	消防本部通信指令課	(電話) 0550-83-8152 (FAX) 0550-83-8153

(2) 初動体制確立後の情報の収集・伝達

ア 情報伝達体制の整備

所管部局は、状況に応じ関係部局、関係機関等と緊密に連携して情報収集を行う。また、収集した情報を時間外・祝休日等も含め、円滑に関係部局、関係機関等へ伝達できる体制を整備する。

イ 情報の共有化

所管部局は、収集した情報を速やかに危機管理課に報告するとともに、関係部局、関係防災機関等にも伝達するものとする。また、危機管理課が危機事案発生情報を入手した場合には、速やかに関係部局等の部局長に伝達するものとする。

ウ 情報伝達の手段

情報の収集・伝達に、公衆電話回線が使用できない場合は、防災行政無線など利用可能な通信手段により連絡するものとする。

エ 情報内容の整理

収集すべき情報は、発生した危機事案の態様により異なるが、概ね次の事項を中心に整理したうえで、情報伝達するものとする。

収集すべき事項

● 危機事案の状況

- ・ 危機事案の発生日時、場所
- ・ 危機事案の具体的内容
- ・ 通報者

● 被害の状況

- ・ 人的被害の状況（死者、行方不明、負傷者等の状況）
- ・ 住家被害の状況（全壊、半壊、一部損壊等の状況）
- ・ その他被害の状況（公共施設、道路、ライフラインなどの被害状況）

● 応急対策の状況

- ・ 住民の避難の状況
- ・ 市、消防機関の対応状況
- ・ 県及び関係機関の対応状況

(3) 情報の管理

危機事案発生直後は、情報が錯綜し混乱するおそれがあるので、各部局において情報の一元化を図るものとする。

また、関係部局が連携して応急対策を実施するため、被害状況、応急対策実施状況、資機材の保有状況などについて、庁内LANなどを活用して情報共有を図る。

4 応急対策の検討・実施

次のとおりとするが、危機事案の内容及び段階により柔軟に対応する。

(1) 対策本部

ア 設置

- (ア) 危機事案の重大性や拡大性を勘案し、必要に応じて対策本部を設置する。
- (イ) 対策本部は、「御殿場市新型インフルエンザ等対策本部条例」を参考にして、各部局で条例等を作成して設置する。

イ 設置基準

- (ア) 対策本部の組織は、危機事案のレベルに応じて別紙5の全庁体制(市長：本部長（危機管理監が代理執行）)又は部局体制(部局長：本部長)のいずれかの体制により設置する。
- (イ) 全庁体制は、被害が大規模で社会的影響が大きく、全庁的な対応が必要であると危機管理監が判断した場合に本部長と協議して設置する。また、各部局長は、全庁体制で実施する必要があると判断した場合は、危機管理監に全庁体制による対策本部設置を要請する。
- (ウ) 各体制は、危機事案の状況や応急対策の進捗状況により相互に移行することができる。

ウ 組織

- (ア) 対策本部には、本部長、副本部長及び本部員を置く。
- (イ) 対策本部の要員について不足する場合は、関係部局から応援を求めることができ、その場合、所管部局と危機管理課が協議し、危機管理課が調整する。

エ 会議の開催

- (ア) 本部員会議

a 開催目的

市の基本方針、基本計画など重要な方針の決定、緊急に対応すべき重要課題の発生に伴う意思決定(優先順位付け)などが必要になった場合に開催する。

b 構成

- ・全庁体制…市長(本部長)、副市長(副本部長)、危機管理監、関係部局長
- ・部局体制…部長 ほか

(2) 所管部局の応急対策

ア 各部局は、常に危機管理課と連携を密にし、マニュアルに基づき、必要な応急対策を実施する。

イ 危機事案が単独部局で対応することが困難であるなど、当該危機事案の内容や規模等を勘案し、危機管理監が直接指揮することが妥当と判断した場合は、各部局は危機管理課と連携して応急対策に当たる。

ウ 各部局は、次の事項に留意の上、応急対策に当たる。

(7) 被災者への対応(救出・救助、応急措置等)

市民の生命・身体を守ることを最優先に、被災者の救出・救助に全力を傾ける。

(1) 被害の拡大防止措置

・対処方針の決定

被害の拡大を防ぎ、取るべき行動の意思統一を図るため、市の対処方針を速やかに決定して周知する。

・避難誘導

避難が必要な場合は、避難先、避難ルート、移動手段を決定し、迅速に避難を行う。

・移動制限

移動の制限が必要な場合は、制限する範囲、交通規制の方法、制限内住民への食糧等の供給方法などを決定する。

・二次災害の防止

二次災害を防止するため、被災地への立入制限、安全性の確認、隔離など必要な措置を実施する。

(7) その他

・必要に応じて相談や苦情の受付窓口を設置する。

・ボランティアの協力が得られる場合は、受入体制などを整備する。

(3) 臨機応変な対処

危機事案を処理する過程で、想定していない事態に変容することもあるため、マニュアル等既存の手法や手段にとらわれることなく、臨機応変に対応することも必要である。

(4) 広報(情報発信)活動

ア 危機発生時における無用な混乱を防止し、市民の安全・安心を確保するため、市民に対して常に最新の情報を提供する。

イ 全庁体制の場合は、危機管理課が関係部局の情報等を取りまとめ、情報発信室を通じ一元的に広報し、部局体制の場合は、所管部局が情報発信室を通して広報する。

<危機事案対応における対応モードの切替えの必要性>

- 発生した危機事案の種類、内容
 - 人的被害(死者・行方不明者)の発生
 - 影響が及ぶ範囲の広さや拡大する速さ
- 変化 ■
- 集約する情報の内容
 - 応急対策の実施方法
 - 優先順位の入替え

初動期

- ・ 情報 1 件 1 件ごとの詳細な情報が求められる。

事案拡大期

- ・ 雑多な情報が巷に蔓延し始めると、エリアごとの集計情報が求められる。
- ・ 詳細な情報は必要とされなくなり、被害の大きな場所の情報が求められる。

情報のトリアージ

- ・ 激甚な被災が発生している場所からは情報が入らない。
⇒ 本部から要員を派遣してでも状況を把握しなければならない。
- ・ 雑多な情報が溢れている地域では情報のチャンネルを限定する。
⇒ 市の集計情報を選別して入手するチャンネルを確保・維持する。

※ 実施する応急対策の内容を変えることはできないが、応急対策の実施方法や取りまとめて発信する情報の内容が変化する。
どの時点でモードを切替えるべきかの判断は、トップダウンで行う。

5 地域の応急対策体制の確立

・ 現地対策本部

- ア 本部長は、応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地対策本部を設置する。
- イ 現地対策本部長は、本部長が、副本部長、本部長及び関係する支部長などのうちから指名する。
- ウ 現地対策本部長は、必要に応じて本庁に準ずる会議を開催し、関係機関との連携や情報共有を図る。
- エ 現地対策本部の組織体制は、各部署で定めるところによる。
- オ 現地対策本部長は、応急対策上必要な場合は、対策本部長に対して職員の派遣、その他必要な業務を要請することができる。

第4章 復旧・復興対策

1 復旧・復興の推進

(1) 産業活動の再開

市民生活や地域の社会経済活動等への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な産業活動の再建を図る。

(2) 施設等の復旧

市有施設が被害を受けた場合は速やかに復旧する。施設の復旧に時間を要する場合は、代替施設・機能の確保など、必要な措置を講じる。

(3) 安全性の確認

- ア 応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。
- イ 安全性の確認がなされた場合は、同報無線により情報提供するとともに、広報ごてんばやインターネットなど各種広報媒体を活用して、広く市民等への周知を図る。

2 風評被害の影響の軽減

(1) 広報

- ア 危機事案発生初期における風評被害を軽減するため、市が取りまとめた情報を、可能な限り迅速かつ的確に広報する。
- イ 市は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータを収集するとともに事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた分かりやすい広報に努める。
- ウ 危機事案が継続する場合には、市が取りまとめた情報を定時に発表するなど、正確な情報の広報に努めるとともに、市民等への注意喚起が必要な場合等には、市民への呼びかけを行うなど、風評被害の拡大防止に努める。
- エ 必要に応じて、市長(本部長)等による安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の沈静化に努める。

(2) 経済活動の活性化

市は、風評により被害を受けた生産者、事業者等の経済活動の活性化を図るため、必要に応じ、国及び県、関係機関等と連携し、次の施策を実施する。

- ア 市内企業の定着及び新たな企業の立地促進
- イ 生産者、事業者等の資金繰りを支援する制度融資

(3) 誘客対策の実施

被災観光地のイメージアップ、復興等をPRするため、必要に応じ、県や関係団体等と連携し、次

の施策を実施する

- ア 市内における観光地の復興イベント等の実施
- イ 市外における誘客イベント等の実施
- ウ マスコミ等を活用したPR
- エ 大規模な会議等の誘致

(4) 平時からの取組み

危機事案発生時の風評被害の影響を軽減するため、平時から風評被害対策のための対策組織の検討・設置及び関係団体等との連携構築など必要な対策の検討を行い、風評被害が発生した場合に迅速な対応を講じることができるよう準備する。

3 被害者等への影響の軽減

(1) 健康相談の実施

危機事案の発生により、市民が大きな被害を受けた場合は、生活環境の変化等から生じる市民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するために、県等と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師等による巡回健康診断を実施する。

(2) 心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

4 再発防止策の検討と対応マニュアルの見直し等

(1) 対応の評価

当該危機事案への対応が収束した時点で、それまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対し、事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

(2) マニュアルの見直し

本指針や関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応する各種マニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

(3) マニュアルの更新・引継ぎ

人事異動等による担当者の変更があった場合は、速やかに緊急連絡体制を更新するなど、常に最新のマニュアルを整備するよう努めるとともに、マニュアルを新しい担当者に引き継ぐ。

(4) 県への要望・提案

復旧・復興に際し、必要に応じて県に対して予算措置の要望や制度改善等の提案を行う。

5 地域社会の復興・再生

東海地震等の大規模な災害が発生し地域社会全体が甚大な被害を受けた場合、地域社会の復興・再生に際しては、地域や住民の意見を十分に尊重しつつ、10年～20年という長期の視点に立って、地域の将来像やあり方を熟考した上で復興計画を策定し実施するものとする。

(参考資料1) 対策本部の設置

分類	危機事案	対策本部	主管部・課	下部組織	根拠
① 地域防災	地震	・災害対策本部 ・警戒対策本部	危機管理課		市災害対策本部条例、運営要領
	風水害	災害対策本部	危機管理課	・水防本部 ・水防判定会	水防計画
	火山災害	災害対策本部	危機管理課		
	大火災	災害対策本部	危機管理課		マニュアル
	大規模事故（不発弾 外）	対策本部	危機管理課 演習場渉外課 総務課	対策連絡会（臨時部長会）	東富士演習場外における不発弾等対応計画
護 ② 国民保	武力攻撃事態	対策本部	危機管理課		市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
	緊急対処事態	対策本部	危機管理課		
生ずる緊急事態 ③ 上記以外の重大な被害が生ずる緊急事態	感染症（新型インフルエンザ）	対策本部	健康推進課		市新型インフルエンザ等対策本部条例
	感染症（SARS）	対策本部	健康推進課		
	家畜伝染病（鳥インフルエンザ等）	対策本部	農政課		
	食の安全	対策本部	健康推進課		
	環境汚染	対策本部	環境課		

(参考資料2) 事案ごとの市・関係機関の活動概要

1 地域防災計画編

(1) 地震対策の巻

	発災前(平時)	発災～72時間	4日目～2週間	復旧・復興期
市	<ul style="list-style-type: none"> 各種計画、マニュアルの整備 防災思想の普及 家具の転倒防止など家庭内対策 食料、生活必需品の備蓄 地域防災力の育成・強化 防災資機材の整備充実 業務継続計画(BCP)策定 実践的な訓練、研修 地震に強い社会基盤整備 住宅等建築物の耐震化 情報共有体制の強化 災害時応援協定の締結 	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認 災害対策要員の非常参集 災害対策本部の立ち上げ 応急対策需要の把握 応援要請、要請の依頼 救助・救出活動 消火活動 災害医療の実施 避難所の開設 避難勧告・避難指示 災害時要援護者対策 孤立集落への対応 社会秩序を維持する活動 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所・救護所の運営 食料、飲料水、日用品確保 救援物資の受入・管理 医療救護活動 し尿処理、かれき・残骸物処理 遺体の搜索及び措置 ボランティア受入 住宅の被害認定 罹災証明の発行 被災者の生活再建支援 社会秩序を維持する活動 	<ul style="list-style-type: none"> 震災復興本部の設置 震災復興計画の策定 激甚災害の指定のための被害状況の把握 復興財源の確保 基盤施設等の復旧 被災者の生活再建支援 相談窓口の設置 産業活動の再開 マニュアル等の見直し
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 各種計画、マニュアルの整備 防災資機材の整備充実 業務継続計画(BCP)策定 実践的な訓練、研修 情報共有体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認 災害対策要員の非常参集 災害応急対策の実施 救助、消火活動等応急対策への協力 医療救護活動の実施 社会秩序を維持する活動 	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急復旧の早期実施 医療救護活動の実施 社会秩序を維持する活動 	<ul style="list-style-type: none"> 基盤施設等の復旧 復旧・復興事業の進捗等に関する広報 マニュアル等の見直し

(2) 風水害対策の巻

	発災前(平時)	水防に関する予警報発表時	発災～	復旧・復興期
市	<ul style="list-style-type: none"> 水防資機材の整備 浸水想定区域ごとの洪水予報等の伝達、避難方法 土砂災害関連情報の収集伝達体制の整備 予警報伝達、避難、救助等の警戒避難体制の整備 災害時要援護者の避難支援体制の整備 土砂災害警戒情報の活用及び土砂災害危険箇所の周知 土砂災害防災訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 職員参集、情報収集体制又は警戒体制 大雨注意報、警報等の住民等への周知 洪水予報、水防警報、避難判断水位到達情報の伝達 避難勧告又は避難指示、避難所の開設 災害時要援護者の避難、福祉避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置 被害情報の収集及び応急対策需要の把握 救出、救助活動 避難の実施、避難所の開設・運営 災害時要援護者の避難等支援 県への応援要請 災害救助法の適用要請、救助法業務の実施 県への被害速報等報告 災害ボランティア受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧計画の策定 激甚災害の指定 被災者の生活再建支援 災害時要援護者の支援 被災者の心のケア 応急対策等の各種計画、マニュアルの見直し

関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 指定水防団体による水防資機材整備、水防訓練 情報収集・緊急時の体制整備 防災資機材の整備充実 各種研修及び訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 職員参集、情報収集体制又は警戒体制 大雨注意報・警報等情報収集 道路管理者の通行規制 公共交通機関の運行規制休止 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置 被害状況の把握、県等関係機関への報告 各種緊急対策業務 	<ul style="list-style-type: none"> 施設等の復旧 緊急対策等の各種計画、マニュアルの見直し
------	---	---	---	--

(3) 火山対策の巻

	発災前（平時）	噴火予警等の発表時	発災～	復旧・復興期
市	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者、利用者等への火山現象による影響予測範囲の情報提供 避難計画の策定及び避難体制の整備 住民、観光事業者等への火山防災知識の普及啓発 火山防災訓練の実施 避難対象地域内の観光施設等に対する避難計画策定指示 公共施設等整備に係る建物構造の強化 避難行動をすべき地域内の消防状況の把握 一時集合場所及び火山災害時の避難所の状況把握 避難経路、優先的に啓開を要する道路及び交通規制実施予定区域の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 職員参集、情報収集体制又は警戒体制 噴火予警報等の住民・一時滞在者等への周知 避難準備情報の発表、避難所の開設 避難勧告又は避難指示 災害時要援護者の避難、福祉避難所の開設 避難用車両の確保 警戒区域の設定、立入禁止措置 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置 被害情報の収集、緊急対策需要の把握 救出、救助活動 避難の実施及び避難所の開設、運営 災害時要援護者の避難等支援県への応援要請 災害救助法の適用要請、救助法に基づく業務実施 県への被害速報等報告 災害ボランティア受入れ 社会秩序維持活動（住民への呼び掛け等） 降灰後の降雨による土石流等災害拡大防止 	<ul style="list-style-type: none"> 市所有施設等の復旧 産業活動の再建 風評被害の軽減 健康診断の実施 被災者の心のケア 緊急対策等の各種計画、マニュアルの見直し
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 避難対象地域内の医療・社会福祉・観光施設管理者における避難計画策定 公共施設等整備に係る建物構造の強化 火山防災訓練の実施 道路啓開体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 医療・社会福祉施設の入院・入所者等の他施設への移送、家族への引渡し 職員の参集、情報収集体制又は警戒体制 噴火予警報等の収集 道路の通行規制等啓開 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置 被害状況の把握及び県等への報告 降灰除去による被害拡大防止 	<ul style="list-style-type: none"> 施設等の復旧 緊急対策等の各種計画、マニュアルの見直し 降灰の除去

(4) 大火災対策の巻

I 大火災対策計画

	発災前（平時）	発災～鎮火	復旧・復興期
市 ・ 消 防	<ul style="list-style-type: none"> ・消防組織の確立 ・消防施設の整備 ・消防救急の広域化の推進 ・消防職員・消防団員の教育 ・消防団の活性化 ・建物の不燃化の指導 ・消防用設備等の整備 ・防火管理体制の整備 ・防火対象物の火災予防 ・林野火災予防対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動 ・広域活動協力体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧事業計画作成 ・被災者の生活再建支援
関 係 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・火災気象通報の発表 ・情報連絡体制の整備 ・応急資機材等の整備 ・防災訓練の実施 ・関係機関との相互連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・伝達 ・関係機関への支援要請 ・関係する応急活動、活動の支援 ・捜索活動、活動の支援 ・必要な広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧事業計画作成

II 大爆発対策計画

	発災前（平時）	発災～	復旧・復興期
市 ・ 消 防	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡体制の整備 ・応急資機材等の整備 ・防災訓練の実施 ・関係機関との相互連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び消防庁への通報 ・市災害対策本部の設置 ・消火活動 ・人命救助活動 ・避難誘導 ・消防活動 ・事故調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧事業計画作成 ・被災者の生活再建支援 ・事故原因究明に係る調査及び協力
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・自主保安体制の構築 ・緊急応援体制の整備 ・防災資機材の整備 ・事故防止対策の推進 ・防災訓練の実施 ・緊急遮断装置等安全設備の整備 ・事業所間の相互援助協定の締結 ・市民への安全対策の普及推進 ・「危険物安全週間」等強化期間における安全対策の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故通報 ・自衛防災対応 ・災害拡大防止措置 ・関係機関への協力 ・相互援助協定事業者等への支援依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧事業計画作成 ・事故原因究明と再発防止措置 ・関係機関等による事故原因究明調査への協力 ・事故による被害調査及び復旧対応
関 係 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡体制の整備 ・応急資機材等の整備 ・防災訓練の実施 ・関係機関との相互連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・伝達 ・関係機関への支援要請 ・関係する応急活動、活動の支援 ・捜索活動、活動の支援 ・必要な広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧事業計画作成 ・再発防止等是正措置の指導 ・事故原因の究明調査

(5) 大規模事故対策の巻

I 道路事故対策

	発災前（平時）	発災～	復旧・復興期
市	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関相互の情報伝達体制の整備 ・実践的な防災訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地での応急的医療施設等の設置 ・死傷者の捜索、救出、搬出 ・災害現場の警戒 ・関係機関との調整 ・遺体措置 ・道路の応急復旧 ・（火気使用の制限） 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧計画の策定 ・被災者の生活再建支援
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・点検の実施・危険箇所の把握 ・応急復旧資機材の保有・調達体制の整備 ・トンネルにおける消火・警報設備の整備 ・安全設備の作動状況の点検 ・関係機関の連絡協調体制の整備 ・危険物重搬車両に対する安全運行の指導・取締り ・異常気象時の通行規制区間の指定 ・実践的な防災訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・通行の禁止又は制限 ・道路の応急復旧 ・流出危険物の拡散防止・撤去 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧計画の作成 ・施設の復旧 ・類似災害の再発防止
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・車両及び資機材の整備 ・気象等の現象の把握 ・実践的な防災訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集 ・負傷者の救出、救護 ・消火活動 ・救護所の開設 ・現場周辺の交通規制 ・危険物の検知 ・流出危険物の拡散防止・撤去 ・（環境調査） 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧計画の策定

II 鉄道事故対策

	発災前（平時）	発災～	復旧・復興期
市	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡体制の整備 ・応急資機材等の整備・備蓄 ・防災訓練の実施 ・関係機関との相互連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・伝達 ・市災害対策本部の設置 ・県、関係機関への協力、応援要請 ・医療救護活動の支援 ・避難所、遺体安置所の開設 ・住民に対する広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧計画の策定 ・健康相談、心の健康相談窓口の設置 ・計画、マニュアル等の見直し

鉄 道 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡体制の整備 ・鉄道施設の安全対策の推進 ・防災体制の整備 ・乗組員、保安要員の教育・訓練 ・防災業務計画、マニュアル等の整備 ・応急資機材等の整備・備蓄 ・防災訓練の実施 ・関係機関との相互連携体制の整備 ・踏切事故防止、鉄道妨害発生防止の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・伝達、広報 ・社内に事故対策本部を設置 ・事故現場近傍に現地復旧本部を設置 ・県や市町に対する必要な支援の要請 ・事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 ・二次災害防止活動の実施 ・被災者や被災家族に対する必要な手配 ・代行運輸等の手配 ・避難誘導、乗客等に対する広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画、マニュアル等の見直し
-----------------------	---	--	--

2 国民保護計画編

	発災前（平時）	事態認定前	事態認定後	復旧・復興期
市	<ul style="list-style-type: none"> ・組織・体制の整備 ・通信体制の整備 ・安否情報収集等の準備 ・研修・訓練の実施・参加 ・避難施設リスト等の整備 ・避難実施要領のパターン作成 ・生活関連等施設の把握 ・国民保護措置に必要な物資等の備蓄、整備 ・国民保護措置に関する啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前配備体制の確立（職員参集） ・（情報収集） ・災対法に基づく対応（避難指示） ・（避難の実施） ・（警戒区域の設定） ・（被害情報の収集、報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置 ・現地調整所の設置（参加） ・自衛隊等への派遣要請 ・警報の伝達 ・緊急通報の伝達 ・避難実施要領の策定 ・住民避難の誘導 ・救援の実施 ・安否情報の収集・提供 ・警戒区域の設定 ・生活関連等施設の安全確保 ・生活関連物資等の価格安定 ・避難住民等の生活安定 ・特殊標章等の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの復旧 ・輸送路の確保（復旧） ・損失補償、損害補償 ・復興計画の策定
関 係 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・組織・体制の整備 ・研修・訓練の実施・参加 ・通信体制等機能維持体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前配備体制の確立（職員参集） ・（情報収集） ・災対法に基づく対応（住民への広報協力） ・（避難への協力） 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置 ・現地調整所の参加 ・避難の指示の放送 ・安否情報の報告 ・生活関連等施設の安全確保 ・住民避難等の実施協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務活動の再開

3 感染症対策編「新型インフルエンザ対策」

	①未発生期、②海外発生期	③国内発生早期、④国内感染期	⑤小康期
市	<ul style="list-style-type: none"> 市危機管理体制の整備 業務継続計画の策定 県、関係団体との連携強化 発生状況等の情報収集と住民等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部等の設置 県との情報交換及び連絡調整 発生状況等の情報収集と住民への提供 感染予防策の徹底の呼びかけ 予防接種（特定接種及び住民接種）の実施 火葬場、遺体安置施設の確保 水の安定供給 要援護者への生活支援 学校、保育所、通所社会福祉施設等の臨時休業又はその要請 	<ul style="list-style-type: none"> 対策の評価等及び体制等の見直し 再燃（流行の次波）への警戒と備え 流行の終息に伴う住民への情報提供 必要な資器材の確保
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理体制及び情報連絡体制の整備 事業継続計画の策定 必要資器材の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部等危機管理体制の構築 事業継続に必要な重点業務への重点化 社会機能の維持に必要な事業の継続 感染予防策の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 重点業務体制から通常業務体制への移行 対策等の評価及び計画等の見直し 必要な資器材の確保

4 家畜伝染病対策編

	発災前（平時）	発災～	復旧・復興期
市	<ul style="list-style-type: none"> 県及び関係機関との連絡体制 県及び関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部等の設置 現地防疫措置等に対する協力 住民への呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 県が行う風評被害対策への協力
家畜所有者	<ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理基準の遵守 家畜伝染病発生の予防措置 	<ul style="list-style-type: none"> 県が行う防疫措置への協力 移動制限区域内 <ul style="list-style-type: none"> 家畜、家さん及び卵等や病原体を広げる恐れのある物品等の移動制限（区域内の移動も不可） 区域内の畜産関係施設の閉鎖 自家と殺等の処理及び卵の停止 搬出制限区域内 <ul style="list-style-type: none"> 家畜、家さん及び卵等や病原体を広げる恐れのある物品等の区域外への移動禁止 家畜市場及び家畜を集合させる催物の中止 	<ul style="list-style-type: none"> 県が行う清浄性確認検査等への協力 再発防止措置

5 食の安全対策編「大規模食中毒対策」

	発災前（平時）	発災～	復旧・復興期
市	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応体制の整備 ・食中毒に関する情報の住民等へ提供体制の整備 ・県及び関係機関との連絡体制 ・応急対策資機材の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部等の設置 ・問合せ窓口の設置 ・住民への情報提供 ・社会秩序維持活動 ・県及び関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応マニュアルの見直し ・風評被害対策の実施 ・被害者へのフォロー（健康相談、心のケア）
原因者	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法に基づく食中毒予防措置 ・保健所等の指導・監督に係る対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち入り検査等への協力 ・原因究明調査等への協力 ・被害拡大防止措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・再発防止措置 ・被害者への賠償責任等の完遂
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応体制の整備 ・県及び市町等との連携体制強化 ・応急対策資機材の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町への情報提供 ・県及び市町との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応マニュアルの見直し ・風評被害対策の実施 ・被害者へのフォロー（健康相談、心のケア）

6 環境汚染編「大気汚染対策」

	発災前（平時）	発災～	復旧・復興期
市	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて大気汚染の常時監視 ・情報連絡体制の整備 ・住民等への大気汚染に関する知識の普及・啓発 ・情報伝達訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・注意報及び警報、重大緊急警報発令の伝達 ・情報収集体制又は対策本部設置準備体制 ・市対策本部等の設置 ・必要に応じて大気汚染状況の監視 ・住民等への屋外活動の自粛要請 ・自動車の使用者及び運転者への自粛要請 ・ばい煙、揮発性有機化合物の排出者への県からの勧告等是正措置の連絡 ・住民からの健康被害相談対応 ・県と共同した環境調査 ・風評被害対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応マニュアルの見直し ・被害者へのフォロー（健康相談、心のケア）
関係者等		<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙、揮発性有機化合物の排出者による使用燃料の削減 ・自動車運転の自粛及び公共交通機関の活用 	